

緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査等の実施延期のお願い

今般、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発せられ、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡の7都府県が対象となりました。

これにより、感染拡大予防のため外出自粛が強く要請されており、令和2年4月8日付で発せられた厚生労働省の通達では、上記の都府県において行われる特定健康診査等の健診と特定保健指導についても緊急事態宣言の期間中は行わないことが要請されております。

このため、期間内に健診等をご予約されている方は、受診の延期をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、保健課までご連絡をお願いいたします。

東京都電気工事健康保険組合

保健課 03-3861-1852